

情 個 審 答 申 第 7 号

令和7年（2025年）8月1日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）8月31日付け、都政発第360号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

市道藤山第8号線道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連する買収単価が分かる資料に関する文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）10月31日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、市道藤山第8号線道路改良事業に係る審査請求人所有土地の追加買収に関連する買収単価が分かる資料の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年11月21日、実施機関は、対象文書として不動産鑑定評価書、成果品納入書、完成書、完了検査調書、業務の目的と範囲等の確定に係る確認書、鑑定評価依頼書、承諾書及び起案文書（以下「本件文書」という。）を特定し、文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同月27日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 住所の詳細を塗りつぶすならいいが、個人を特定できる住所の詳細は表示し、求める買収単価は塗りつぶす事は条例に反する。
 - (2) 鑑定評価額の算定に関する部分について、前回の開示決定（令和4年（2022年）9月22日付け南土発第499号）では用地の単価も黒で塗りつぶされて分からないため、用地の単価が分かる資料を求めたのに、前回と同様、黒塗りで買収単価は見えなくしている。この市道は平成26年1月に全線用地買収が終り登記迄済んでいる。開示してどこに支障があるか具体的に回答をしてほしい。氏名、住所を黒塗りで金額を明示することで、個人に当たる情報に該当しないのではないか。
 - (3) 以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本件審査請求を提起した。
- 2 実施機関の主張

- (1) 氏名、住所及び個人の印影については、条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした。
- (2) 担当不動産鑑定士の個人印の印影については、条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした。
- (3) 市道藤山第 8 号線道路改良事業に必要な土地を取得するための土地の鑑定評価（成果品一式）については、請求当時、事業遂行中であり、条例第 7 条第 6 号に該当するため不開示とした。
- (4) 鑑定評価額の算定に関する部分について、審査請求人が「平成 26 年 1 月に全線用地買収が終り登記迄済んでいる。」と指摘する買収事業は、本件文書に係る買収事業とは事業を異にする。

市道藤山第 8 号線道路改良事業については、請求当時、遂行中であつたことから、本件処分を行った時点で、それ以降も他の地権者との買収交渉の可能性があつたところ、事業継続中に買収単価等が開示されることとなると、明らかとなつた買収単価が自己に有利であれば、これから買収交渉に臨む地権者が、自己の所有地と既に関与された土地との評価要因が異なる場合であっても、その価格を前提に関与交渉に臨むこととなり、その結果、実施機関が適正な買収価格を提示したとしても、それに応じないことにより、買収交渉が難航するなど、事業に著しい遅滞が生じるので、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり不開示とした。

買収単価については、条例第 7 条第 6 号に該当することを主たる理由として不開示としたものであり、仮に同条第 2 号に規定する「個人に関する情報」に該当しないとしても、開示できないことに変わりない。熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号。以下「個人情報保護条例」という。）上は審査請求人の個人情報に該当することから、個人情報保護条例に基づき開示可能であることは、数度にわたって審査請求人に対して説明を行っている。

第 4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、市道藤山第 8 号線道路改良事業に係る審査請求人所有土地の追加買収に関連する買収単価が分かる資料である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 対象不動産の所在、現況及び所有者の氏名について

対象不動産の所在、現況、所有者の氏名はいずれも「個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」(条例第7条第2号)に当たる。

したがって、実施機関が条例第7条第2号に該当するとした判断は妥当である。

(2) 鑑定受託者の代表者印の印影について

鑑定受託者の代表者印の印影は、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているのであるから、これが公開されると、偽造等によって、当該法人の財産権等の「正当な利益を害するおそれ」があると認められる。

したがって、実施機関が条例第7条第3号アに該当するとした判断は妥当である。

(3) 担当不動産鑑定士の個人の印影について

実施機関は条例第7条第2号に当たるとしているが、当該印影は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」(同条第3号)に該当する情報である。そして、当該印影は、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているのであるから、これが公開されると、偽造等によって、当該法人の財産権等の「正当な利益を害するおそれ」があると認められる。

したがって、同号アを適用すべきであったと考えるが、不開示とする判断に変わりはなく当審議会の結論に影響はしない。

(4) 鑑定評価額の算定に関する部分について

当審議会が確認したところ、少なくとも本件処分を行った令和4年(2022年)11月21日時点においては、本件事案を含む「市道藤山第8号線道路改良事業」は継続中であり、その後も他の地権者との買収交渉の可能性があったことから、事業継続中に買収単価等が開示されることとなると、これから買収交渉に臨む地権者がその価格を前提に買収交渉に臨むこととなり、その結果、実施機関が適正な買収価格を提示したとしても、それに応じないなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあったと認められる。これらの状況を鑑みれば、条例第7条第6号で規定する「当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に当たると認められる。

したがって、鑑定評価額の算定に関する部分を実施機関が条例第7条第6号に該当するとした判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤田 道夫

会長職務代理者 河津 典和

委 員 魚住 弘久

委 員 岩橋 浩文

委 員 北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年（2023年） 6月28日	熊本市長から諮問（令和5年（2023年）6月28日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 4月4日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 4月18日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月9日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月23日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月6日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月20日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月4日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月18日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 8月1日	答申案の審議を行った。